

新型コロナウイルス感染症対策等のための緊急提言（第4弾）

新型コロナウイルス感染症が全国で拡大し、連日、過去最多の新規感染者が確認されるなど、「第3波」ともいわれる状況が続いています。国民生活と経済への影響を最小限に食い止めるべく、あらゆる政策手段により対応に当たられている政府関係者の皆さまのご尽力に心から敬意を表します。

本県においても11月下旬以降、感染が急速に拡大しており、今年9日には県独自の対応ステージを上から2番目の「特別警戒」に引き上げるとともに、16日から30日までの間、県内全域の飲食店等に対して夜間の営業時間短縮を要請するなど、対応の強化を図ったところです。しかしながら、その後も感染拡大に歯止めがかからず、医療機関や飲食店においてクラスターが発生するなど大変厳しい状況が続いており、先日には営業時間短縮の要請を来年1月11日まで延長することとしました。

一方で、徐々に持ち直しつつあった地域経済は、今般の時短要請に加え、年末年始におけるG・O・T・Oトラベル事業の停止などにより、再び大きな打撃を受けています。特に宿泊業、飲食業、さらにそれらの関連産業は急激に状況が厳しくなり、支援を求める声が日に日に高まっています。

このほど第3次補正予算案及び令和3年度当初予算案が閣議決定されたところですが、事態の長期化に伴い、速やかに経済影響対策の継続、拡充を図ることが必要な局面となっています。この厳しい局面を乗り越えていくため、政府においては、予備費の活用等により、別紙に掲げる事項について早急に対応されるよう提言いたします。

令和3年1月5日

高知県知事

濱田省司

1. 新型コロナウイルスの感染拡大防止、医療提供体制の確保

(1) 医療崩壊を防ぐための医師・看護師等の人材確保

クラスターが発生するなどした医療機関においては医療従事者の不足により医療提供体制が逼迫している。地域医療を守るためにも、医師や看護師等の医療従事者を迅速に確保できる全国的な仕組みを国において早急に検討すること。

(2) 特措法等の改正について

事業者への休業要請や営業時間短縮要請の実効性を担保するため、要請に対する遵守義務、違反した場合の罰則、営業補償に資する協力金制度、差別・偏見防止等の措置について、特措法等の改正に向けた検討を早急に進めること。その際、緊急事態宣言が発出される以前でもこれらの必要な対策がとれるようにすること。

(3) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の柔軟な運用について

営業時間短縮等の要請を機動的に躊躇なく実施するために設けられた「協力要請推進枠交付金」の事前協議について、12月24日付けでご確認いただいたところであるが、今後も、都道府県知事が感染状況等を踏まえて営業時間短縮等の要請が必要と判断した地域を「協力要請推進枠交付金」の対象とすること。さらに、同交付金について、飲食・会食を契機とした発症事例が多いことを踏まえ、酒類の提供に関わらず、全ての飲食店を対象とすること。

あわせて、第3次補正予算案で計上されている地方創生臨時交付金の交付限度額の算定にあたっては、財政力の低い地域や人口当たりの感染者数などに配慮するとともに、各自治体が速やかに必要な対策を講じることができるよう早期に配分額を示すこと。

(4) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充

医療提供体制の再構築を進めるため、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、事態の長期化を踏まえて、必要かつ十分な感染拡大防止対策ができるように追加の財政措置を行うこと。中でも、医療従事者等への慰労金については、対象期間を延長して追加給付を行うとともに、薬局に勤務し患者に接する薬剤師、社会的養育を担う児童養護施設職員や保育士などについても支給対象とすること。あわせて、医療機関等のスタッフに対する危険手当についても包括支援交付金の対象とすること。

2. 経済への影響対策

(1) 持続化給付金の延長及び再給付

全国各地で感染症が再拡大し、飲食店などに対する営業時間短縮要請が行われる中、直接要請の対象となっていない業種（例：食材や酒類の納入業者、おしぼり業、タクシー業など）においても、大きな影響が及んでいる。さらに、GoToトラベル事業の全国一斉停止もあいまって、観光・宿泊業だけでなく、土産物屋などの小売業、清掃業、交通事業者なども含め、幅広い産業が厳しい状況に置かれている。このため、感染拡大「第3波」による甚大な影響が生じ始めた12月を起点として、持続化給付金の売上算定期間を当面、令和3年3月まで延長し、再度、給付金の支給を行うなど、制度の拡充を図ること。

特に中小零細企業については、一般的に利益率が低く、事態の長期化に伴って減収が続く、企業の存続すら厳しい状況となっていることから、給付要件である売上の対前年比単月50%減の要件を緩和するなど、制度の見直しを行うこと。

(2) 家賃支援給付金の延長及び増額給付

感染症の拡大により再び地方が厳しくなっている状況を踏まえ、家賃支援給付金の売上算定期間を当面、令和3年3月まで延長すること。また、月額給付上限額の6倍とされている総支給額を増額するとともに、既に支給を受けた事業者には増額分を追加給付すること。

(3) 生活福祉資金貸付制度の改善

今後、償還困難者の増加が懸念されることから、償還免除について、住民税非課税世帯に限定せず、借受人の収入実態等に基づき判断するなど、適格要件をさらに緩和するとともに、据置期間や償還期限の延長を行うこと。また、償還免除について、事務手続きの際に混乱しないよう具体的な事務処理方法等を早急に示すこと。